

EUの情報通信技術サプライチェーン保護と産業界への影響

上席主任研究員 堅川 陽平

近年サイバーセキュリティ関連法規制を施行・強化

欧州連合（EU）は情報通信技術（ICT）サプライチェーンのセキュリティ強化を推進している。ICTサプライチェーン・セキュリティは、2022年10月のEU理事会の結論に従えば「個々の構成要素や送信データの保護のみならずサプライチェーン上で生産、供給、調達、使用される製品・サービスの保護を含む」と定義される。つまり、ICTネットワークでつながる製品・サービスのあらゆる要素が対象となる。民間事業者に関するEUの既存の法規制としては、サイバーセキュリティ法（CSA、2019年発効）、サイバーレジリエンス法（CRA、2024年発効）、ネットワークおよび情報システムに関する指令（NIS2、2023年発効）などがあり、EUで事業を行う非EU企業も対応が求められる。

近年施行されたCRAとNIS2は補完関係にあり、前者はEUに上市されるICT製品の技術面のセキュリティレベルを、後者は重要セクターを中心とした運用面のセキュリティ要件を主に定めている。CSAが定めるEU共通のセキュリティ認証スキームでは、従来、製品・サービスの認証は任意取得が前提とされてきたが、欧州委員会は義務化の可能性を含めた規制強化の方向で改正を検討している。

米国型の「特定国」排除の動きはまだ限定的

通信分野では、米国政府がファーウェイなどの中国企業に対して機器新設許可を停止し、5G通信網から排除している。米国はEUを含む同志国にも同様の措置を取るよう圧力をかけてきたが、EU内では中国排除の動きにはばらつきがあり、措置実施に目途をつけた国は27カ国中10カ国程度にとどまる。

通信以外の分野では、米国は中国の影響下にある事業体が関与するソフトウェアを搭載した車両の販売を2027年モデルから禁止する規制を今年発効させ、いわゆるコネクテッドカーについても特定国排除の動きを加速させた。EUでも、コネクテッドカーや発電（太陽光や風力）など、通信以外の分野の規制方針の策定作業が最終段階にあると最近報道された。ただ、EUの新たなツールボックスが5G対策のようにEU法上の「勧告」や協調的取組にとどまる場合、法的拘束力がないため、米国の措置に比べて実効性が低いものとなる。2023年6月、欧州委員会がファーウェイとZTEを名指しで高リスク事業者と定義し、加盟国に5Gからの排除を要請したのがこのパターンだ。より拘束力の高い「規則」（各国に即適用）や「指令」（各国内法に要転換）の形を目指す場合、即座に特定の国・事業者が名指しされ域内から一律に排除される可能性はむしろ低くなる。国家安全保障に関する領域では加盟国権限が優先され、各国事情も絡んで政治的合意や政策執行が困難になるからだ。

欧州自動車業界を見れば各国の立場を理解しやすい。対中依存度が高いドイツ企業は業績悪化に見舞われ、米中対立を発端とした中国のレアアース・半導体輸出規制の脅威にも悩まされる中、対中関係悪化を望むだろうか。スペイン政府は中国BYDの同国への投資が取り沙汰される中、中国製車両排除につながる措置に賛同するだろうか。EUが中国製バッテリー式電気自動車（EV）に相殺関税を課した際、確定措置実施に必要な加盟国投票（特定多数決）でドイツとスペインはそれぞれ反対、棄権した。規制対象国への経済的影響が大きい分野でEUが足並み揃えて排除に動くのは容易でない。

それでも発電や交通など幅広く影響する可能性も

特定国を名指しで排除する政策は、時としてその国との報復合戦に発展する諸刃の剣になる。コネクテッドカーに関しては型式認証に関する規則を通じ無差別的にサイバーセキュリティを強化してきた流れもある。そのため、EU共通の対応策は域内に上市される製品に無差別的に高水準のセキュリティを要求する従来型の取組か、加盟国に特定事業者排除を促す場合も非常に狭い範囲にとどまる可能性が高い。ただ、発電（太陽光など）や公共交通（EVバスなど）といった重要インフラで中国製品のシェアが大きめの分野では加盟国判断でより実効性が高い措置が講じられるかもしれない。

EUは公共調達や太陽光・風力など再エネ電力オークションにおいて、サイバーセキュリティ、環境性能（カーボンフットプリントなど）、欧州製品優遇、サプライヤー多様化などの要件化を検討中である。これらが組み合わさることで保護措置の効力が増す。また、欧州委員会が実施している再エネ由来水素の補助金オークションでは、中国製電解槽を完全に排除するのではなく中国製の調達割合を25%未満に抑えることを要件化し、今までのところ中国による報復を回避している例もある。

このようにEUのサイバーセキュリティ対策は、それ単独ではなく複数の規制・要件を組み合わせた無差別的な非関税障壁の形で強化されることが多いと考えられ、事業者は懸念国の影響下にあると疑われる製品・サービスを扱うか否かに関係なく事業の初期段階から相応のコンプライアンスコストをかけて対応する必要がある。経済安全保障政策においてEUは米国ほど大胆に特定国排除や関税の政策を採らない代わりに、同志国の事業者にも小さくない規制対応の負担を強いることになる。

(執筆者プロフィール)

堅川 陽平 (Yohei Katakawa)

KATAKAWA-Y@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：マクロ経済、欧州全般

2014年に丸紅株式会社入社後、経済研究所にて電力・エネルギー政策や国内外の政治経済の調査・分析に従事。

2016～17年に日本経済研究センター、2018～19年に米国・戦略国際問題研究所（CSIS）、2023～25年に日本機械輸出組合ブリッセル事務所に出向。京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻修了。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- ・ 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・ 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。